

令和二年十一月

令和二年十一月文京区議会定例議会議案

文京区

目次

議案第三十四号	文京区行政財産使用料条例の一部を改正する条例	1頁
議案第三十五号	文京区介護保険条例等の一部を改正する条例	3頁
議案第三十六号	文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例	7頁
議案第三十七号	文京シビックセンター大ホール・小ホール等特定天井他改修工事請負契約	9頁
議案第三十八号	文京シビックセンター大ホール・小ホール等特定天井他改修電気設備工事請負契約	11頁
議案第三十九号	文京シビックセンター大ホール・小ホール等特定天井他改修機械設備工事請負契約	13頁
議案第四十号	文京区立アカデミー文京等の指定管理者の指定について	15頁
議案第四十一号	文京区立千石児童館の指定管理者の指定について	17頁



議案第三十四号

文京区行政財産使用料条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年十一月九日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

文京区行政財産使用料条例（昭和三十九年三月文京区条例第九号）の一部を次のように改正する。  
付則第三項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。」）に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区行政財産使用料条例付則第三項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(説明)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第三十五号

文京区介護保険条例等の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年十一月九日

提出者 文京区長 成澤廣修

文京区介護保険条例等の一部を改正する条例

(文京区介護保険条例の一部改正)

第一条 文京区介護保険条例(平成十二年三月文京区条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

付則第六条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(「」の規定により告示された割合)」に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(文京区国民健康保険条例の一部改正)

第二条 文京区国民健康保険条例(昭和三十四年十一月文京区条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

付則第六項中「この規定」を「同条の規定」に、「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(「」に、「の規定により告示された割合)」に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(文京区後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第三条 文京区後期高齢者医療に関する条例（平成二十年文京区条例第七号）の一部を次のように改正する。

付則第三項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（「」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

#### 付 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。  
（文京区介護保険条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第一条の規定による改正後の文京区介護保険条例付則第六条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。  
（文京区国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第二条の規定による改正後の文京区国民健康保険条例付則第六項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。  
（文京区後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 第三条の規定による改正後の文京区後期高齢者医療に関する条例付則第三項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(説明)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。





議案第三十六号

文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年十一月九日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成十一年十二月文京区条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

付則第五項中「第五十七条」を「第五十七条第一項」に、「同条」を「同項」に、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」）に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例付則第五項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例

による。

(説明)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第三十七号

文京シビックセンター大ホール・小ホール等特定天井他改修工事請負契約  
右の議案を提出する。

令和二年十一月九日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京シビックセンター大ホール・小ホール等特定天井他改修工事請負契約

文京シビックセンター大ホール・小ホール等特定天井他改修工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京シビックセンター大ホール・小ホール等特定天井他改修工事
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金三十一億七千九百万円
- 四 契約の相手方 清水・岩井・リン・ドス建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都中央区京橋二丁目十六番一号

清水建設株式会社

代表取締役 井上和幸

構成員 東京都文京区小石川一丁目十三番十一号

岩井建設株式会社

代表取締役 岩井良夫

構成員 東京都文京区千石四丁目二十六番十九号

株式会社リン・ドス  
代表取締役 東海林諭

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和四年九月三十日まで
- 二 支出科目等 令和二年度 一般会計 総務費 施設管理費  
令和三年度 債務負担行為  
令和四年度 債務負担行為

議案第三十八号

文京シビックセンター大ホール・小ホール等特定天井他改修電気設備工事請負契約  
右の議案を提出する。

令和二年十一月九日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京シビックセンター大ホール・小ホール等特定天井他改修電気設備工事請負契約  
文京シビックセンター大ホール・小ホール等特定天井他改修電気設備工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京シビックセンター大ホール・小ホール等特定天井他改修電気設備工事
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金九億四千六百万円
- 四 契約の相手方 関電工・北陸・日興建設共同企業体  
構成員（代表者） 東京都港区芝浦四丁目八番三十三号  
株式会社関電工

取締役社長 仲摩俊男

構成員 東京都文京区千石四丁目三十番五号

北陸電気工事株式会社東京支店

上席執行役員支店長 村木勝仁

構成員  
東京都文京区本郷三丁目三十一番四号

日興システック株式会社

代表取締役 笠原進

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

一 工 期 契約締結の翌日から令和四年九月三十日まで

二 支出科目等 令和二年度 一般会計 総務費 施設管理費

令和三年度 債務負担行為

令和四年度 債務負担行為

議案第三十九号

文京シビックセンター大ホール・小ホール等特定天井他改修機械設備工事請負契約  
右の議案を提出する。

令和二年十一月九日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京シビックセンター大ホール・小ホール等特定天井他改修機械設備工事請負契約  
文京シビックセンター大ホール・小ホール等特定天井他改修機械設備工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京シビックセンター大ホール・小ホール等特定天井他改修機械設備工事
- 二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項第八号の規定による随意契約
- 三 契約金額 金二十三億六百四十八万円
- 四 契約の相手方 新菱・太平・酒井建設共同企業体

構成員（代表者） 東京都新宿区四谷一丁目六番一号

新菱冷熱工業株式会社

代表取締役 加賀美猛

構成員 東京都文京区本郷一丁目十九番六号

株式会社太平エンジニアリング



代表取締役 後藤悟志  
構成員 東京都文京区大塚六丁目十一番十二号  
酒井工業株式会社

代表取締役 酒井政男

(説明)

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年三月文京区条例第十二号)第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参考)

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和四年九月三十日まで
- 二 支出科目等 令和二年度 一般会計 総務費 施設管理費  
令和三年度 債務負担行為  
令和四年度 債務負担行為

議案第四十号

文京区立アカデミー文京等の指定管理者の指定について  
右の議案を提出する。

令和二年十一月九日

提出者 文京区長 成澤 廣修

文京区立アカデミー文京等の指定管理者の指定について  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

一 公の施設

名 称	位 置
文京区立アカデミー文京	東京都文京区春日一丁目十六番二十一号
文京区立アカデミー湯島	東京都文京区湯島二丁目二十八番十四号
文京区立アカデミー音羽	東京都文京区大塚五丁目四十番十五号
文京区立アカデミー千石	東京都文京区千石一丁目二十五番三号
文京区立アカデミー茗台	東京都文京区春日二丁目九番五号
文京シビックセンタースカイホール	東京都文京区春日一丁目十六番二十一号

響きの森文京公会堂

東京都文京区春日一丁目十六番二十一号

二 指定管理者

東京都文京区春日一丁目十六番二十一号 文京シビックセンター内

公益財団法人文京アカデミー

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

(説明)

地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、本案を提出いたします。

議案第四十一号

文京区立千石児童館の指定管理者の指定について  
右の議案を提出する。

令和二年十一月九日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立千石児童館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を左記のとおり指定する。

記

一 公の施設 東京都文京区千石一丁目四番三号

文京区立千石児童館

二 指定管理者 愛知県名古屋市東区葵三丁目十五番三十一号

株式会社日本保育サービス

三 指定の期間 令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

（説明）

地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、本案を提出いたします。

